

## 空家とセットで農地が取得しやすくなりました。

吉野ヶ里町農業委員会では、令和元年9月1日から「吉野ヶ里町空家バンクに登録された空家に付随した農地」を空家とともに取得する場合で、一定の条件を満たす場合に限り、農地法第3条による下限面積（別段面積）要件を1平方メートルまで引き下げました。

売買や賃借が難しい空家に付随した農地について、下限面積を引き下げることで、定住促進にも寄与し、遊休農地解消につながることを目的としています。

### ◆主な条件

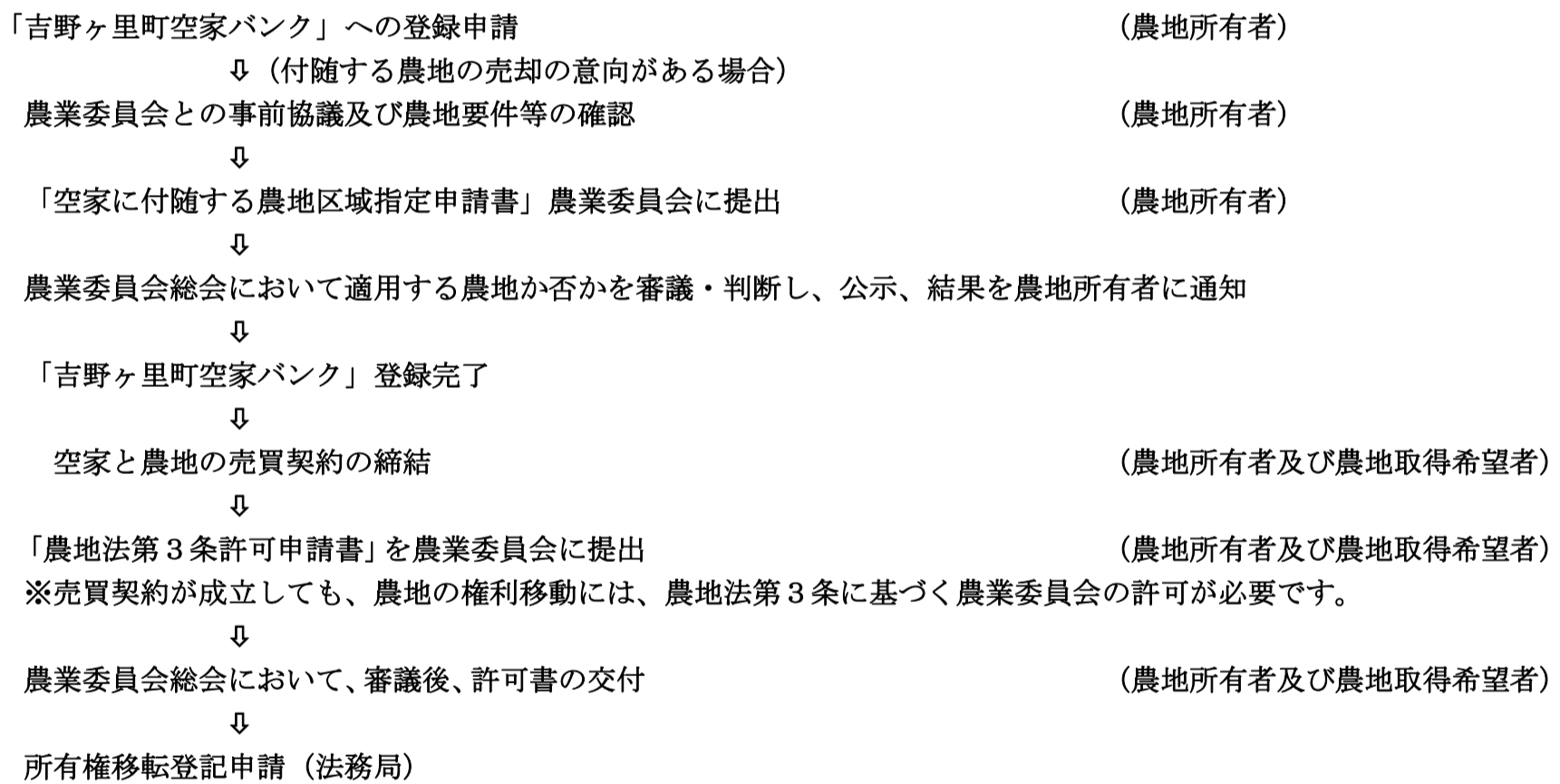
#### ○対象とすることができる農地

- ・適用を受ける農地が「吉野ヶ里町空家バンク」に登録された空家に付随していること。（空家と農地の所有者は同一）
- ・適用を受ける農地の全部又は一部が遊休農地、また今後遊休農地になる可能性のある農地であること。
- ・地域の他の農業経営に影響を与える可能性がない農地であること。

#### ○農地を取得することができる者

- ・吉野ヶ里町に住民登録すること。
- ・空家と当該空家に付随する農地を同時購入すること。
- ・農地として継続した耕作が行えること。（権利を取得した日から起算して5年以上継続して取得した空家に居住し、その農地を耕作すること）

#### 【手続きの流れ】



#### 《留意事項》

○農地法第3条による許可を受けるには、農地の権利取得をされる方が次のすべてを満たす必要があります。

- (1) 耕作する農地の合計面積が下限面積以上であること。  
(この要件が1平方メートルまで引き下げられます。)
- (2) 耕作する権利のある農地のすべてを効率的に耕作すること。
- (3) 申請者または世帯員などが農作業に従事すること。
- (4) 申請農地の周辺農地利用に影響を及ぼさないこと。

#### 《対象とすることができない農地》

- ・賃借権・抵当権等が設定されている農地
- ・耕作困難な農地（山林化等非農地状態となっており、復元が困難な農地）
- ・その他、農地の権利関係や耕作状況等により対象とみとめられないと判断される農地

#### (お問い合わせ先)

- 空家に付随する農地に関すること
- 吉野ヶ里町空家バンクに関すること

吉野ヶ里町産業振興課 農地係（農業委員会）(0952-37-0353)  
吉野ヶ里町まち未来課 (0952-37-0332)